

自立支援医療受給者証の有効期間延長の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、厚生労働省令が改正されたことに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療受給者証(以下、「受給者証」)につき、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者証の更新申請を不要とし、有効期間を1年延長することとなりました。

受給者の皆様におかれましては、以下の内容をご確認の上、お取り扱い等お間違いのないようお願いします。

対象期間内有効期間満了後の受給者証の提示について

現在お持ちの受給者証の有効期間を1年間延長することとなりましたので、名古屋市から改めて有効期間を延長した受給者証の交付は行いません。

例) 「現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日：令和2年6月30日」

↓

「延長後の受給者証の有効期間の満了日：令和3年6月30日」

と、有効期間の満了日を読み替えて、ご利用できます。現在お持ちの受給者証に「名古屋市からのお知らせ」(クリーム色のチラシ)をホチキス留めしたものと「自立支援医療自己負担上限管理票」(白色の冊子)を併せて医療機関等へご提示ください。

受給者証の記載事項等に変更がある方について

受給者証の記載事項(健康保険・氏名・住所等)に変更が生じた場合、これまで通り**変更届の提出が必要**となります。変更のお手続きがお済でない場合は、速やかに届出をお願いします。また、令和2年度(2019年分所得)市町村民税所得割額での自己負担上限額の再判定を希望する場合も変更の手続きが必要になります。

なお、「氏名」「住所」「指定医療機関」の変更等の手続き及び「再交付」「返還」の手続きにつきましては、当面の間は郵送による受付も致しますので、希望される場合は、お住まいの区の区役所福祉課(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課)までご相談ください。

名古屋市からのお知らせ

【患者様へ】

このお知らせを現在お持ちの自立支援医療受給者証にホチキス留めするなどして、指定自立支援医療機関等の窓口にご提示をお願いいたします。

【指定自立医療機関等の皆様へ】

平素より本市の障害者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、厚生労働省令が改正されたことに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療受給者証につき、有効期間を1年間延長することとなりました。

次の通り取り扱いのほどよろしくをお願いいたします。

- 自立支援医療受給者証の有効期間が1年延長となりました。
- 有効期間を満了日にしている受給者証については、有効期間を1年延長したものと読み替えて取り扱ってください。

お問い合わせ先
健康福祉局障害福祉部障害企画課
TEL 052-972-2585

